

# 令和7年度 就学援助制度のご案内

就学援助とは、経済的理由により小中学校への支払いが困難なご家庭に対し、学校で必要とする費用（給食費・校外活動費など）の一部を援助する制度です。

※年度ごとの認定となるため、昨年度に認定を受けた方も改めて申請が必要です。

## 【申請理由・必要書類】

申請理由		申請書に添付する書類
1.	現在、生活保護を受けている	なし
2.	児童扶養手当を受給中の世帯（主にひとり親世帯）	なし ※児童扶養手当は主にひとり親世帯が対象であり、 <u>児童手当・特別児童扶養手当ではありません。</u>
3.	令和7年4月1日以降に、生活保護の停止または廃止となった	なし
4.	令和6年中の世帯所得が、日野市教育委員会 が定める基準未満と思われる ※目安については下記【認定基準額の目安】をご参照ください。	①【賃貸にお住まいの方のみ】 家賃（共益費等を除く）の額が分かる書類（賃貸借契約書など）の写し ②【令和7年1月2日以降に日野市に転入した場合】 【家族が市外に居住している場合（単身赴任等）】 働いている方全員分の令和6年の所得を証明する書類の写し（令和6年分源泉徴収票の写し、令和6年分確定申告書第1表第2表の写しなど）を必ず添付
5.	その他、税が減免されている場合など ・災害等により税の減免を受けている。 ・令和7年中に離別、死別等により世帯の総所得が大きく変動した。等	①【賃貸にお住まいの方】 家賃（共益費等を除く）の額が分かる書類（賃貸借契約書など）の写し ②事情に応じて必要書類を個別にご案内させていただきます。詳細はお問合せください。

## 【認定基準額の目安】

- ・申請理由が上記「4」に該当する場合、世帯の総所得金額が基準額未満で認定となります。
- ・金額は目安であり、基準となる総所得は、家族の年齢構成等によって異なります。  
お問い合わせいただいても認否をお伝えすることはできません。対象か迷われる場合は申請されることをおすすめします。
- ・所得とは、源泉徴収票上での「給与所得控除後の額」、確定申告書上での「所得金額」の「合計」を指します。

世帯人数	家族構成	総所得の世帯合計 (給与所得控除後の額)
3人	父45歳、母43歳、子9歳	2,729,000円程度
4人	父45歳、母43歳、子9歳、子5歳	3,191,000円程度
5人	父45歳、母43歳、子13歳、子9歳、子5歳	4,007,000円程度
6人	父45歳、母43歳、子13歳、子9歳、子5歳、祖母65歳	4,597,000円程度

## 【当初認定(4月1日からの認定)受付期間】(※窓口提出の場合は、土・日、祝日を除く)

令和7年4月1日(火)～令和7年5月31日(土)

- ・申請書を記入の上、必要書類を添付し、郵送または窓口提出にてご申請ください。
- ・1年を通じて申請を受け付けておりますが、6月以降に申請をして認定になった場合は、申請した月から支給対象となります。

## 【審査結果の通知時期】

- ・上記期間に申請した場合は、7月中旬頃に郵送にて結果を通知します。
- ・上記期間外に申請した場合は、申請月の翌月中旬頃に結果を通知します。
- ・就学援助の認定結果については、在籍する学校にも通知します。ご了承ください。

## 【申請書の提出先】

### ①郵送申請 ※当日消印有効

送付先: 〒191-8686 日野市役所 庶務課 就学援助担当

- ・郵送提出時、書類に不足等がある場合、庶務課よりご連絡いたします。
- ・郵送した書類が到着しているかは、電話では本人確認が難しいため、お答えできかねます。
- ・確認を希望される方は、特定記録郵便等の追跡可能な方法でご申請ください。

### ②窓口申請

提出先 : 日野市役所本庁舎5階 庶務課

受付時間: 午前8時30分～午後5時 ※土・日、祝日を除く。

※在籍校、七生支所、豊田駅連絡所では受付できません。

※窓口で申請した場合は「申請受理書」をお渡しします。申請をしたことの証明となりますので、認定結果通知が届くまで大切に保管してください。

## 【援助対象費目】

支給金額・時期等は、認定結果通知に支給金額内訳表を同封するほか、市 HP で公開しています。

要保護世帯 (生活保護を受給中の世帯)	修学旅行費、入学準備金、学校保健安全法に定められた医療費
準要保護世帯 (生活保護受給中以外の世帯)	学用品費、通学用品費、新入学学用品費、学校給食費、学校保健安全法に定められた医療費、校外活動費、修学旅行費、移動教室費、卒業アルバム代、体育実技用具費(中学3年間で1回)、入学準備金

## 【注意事項】

- ・申請書は、世帯で1枚ご提出ください。(お子さまが2人以上いる場合も1枚)
- ・審査の結果、「就学援助制度」で対象外となった場合でも、「特別支援教育就学奨励費援助制度」の要件を満たす方は再審査を行い、「特別支援教育就学奨励費援助制度」の結果を送付いたします。
- ・小学1年生がいる世帯で、入学前に入学時学用品費の支給を受けた方も改めて申請が必要です。

## 【問い合わせ先】

ご不明点等がございましたら下記までご相談いただくか、市 HP をご参照ください。

日野市教育委員会 庶務課 庶務係 就学援助担当

電話: 042-585-1111(代表)、042-514-8692(直通)

市 HP▶

